

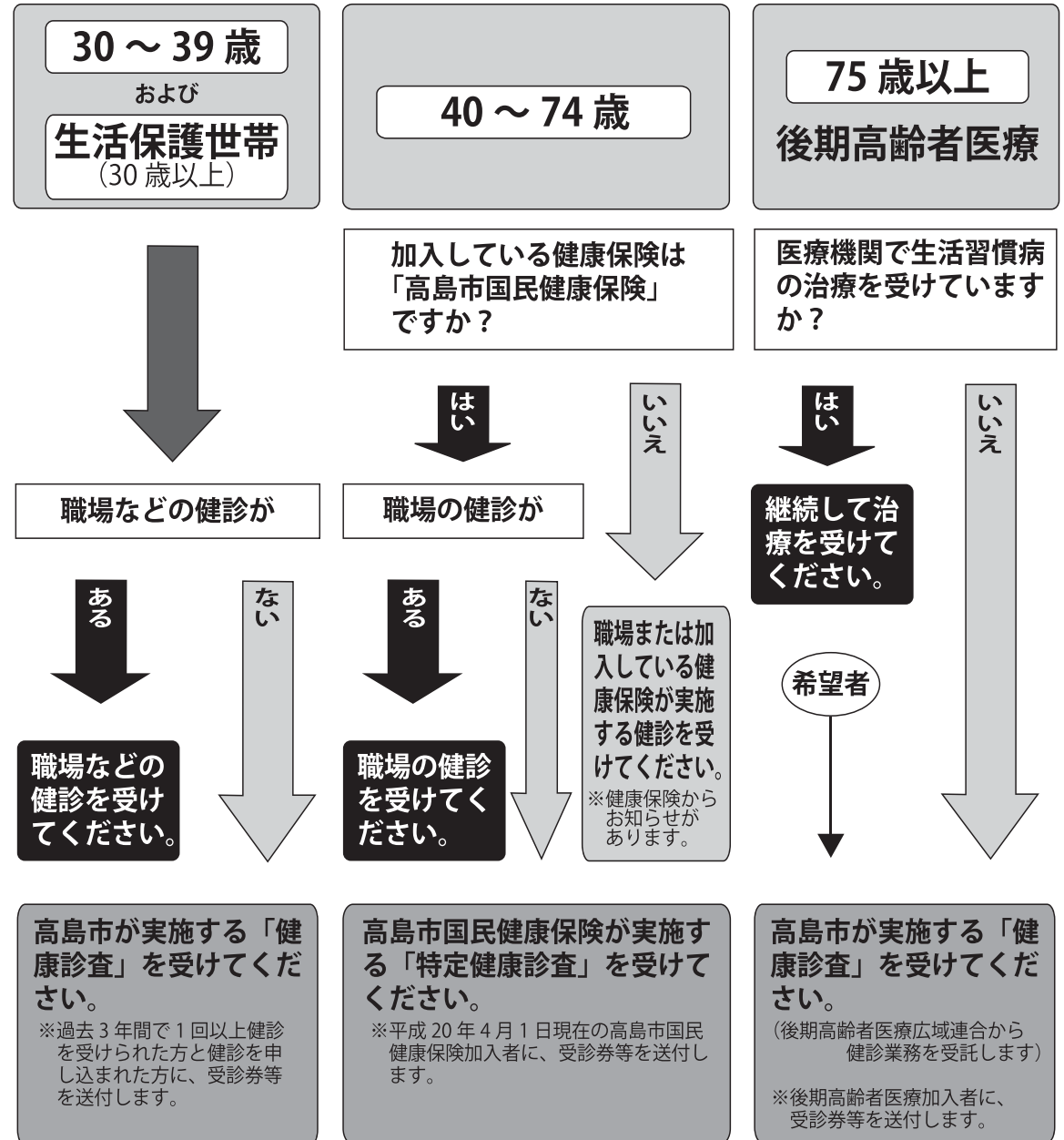
健康診査制度が変わります

平成20年度から、医療制度改革により、これまでの基本健康診査が、健康保険の種類や年齢で次のように変わりました。健診は、自分の健康状態を知り、病気を早めに発見して健康な生活を送れるように受けるものです。市や職場などの健診を、積極的に受診してください。

あなたの受ける健診を確認しましょう



あなたの年齢は



65歳以上の方は健康保険に関わらず「生活機能評価」の対象です。(要支援・要介護認定者を除く)

※健診を受けられる方は、保険証(健康・介護・高齢)と受診券等を忘れずにご持参ください。

65歳以上の方へ生活機能評価が加わります

高齢期には、自分のからだの状態をよく知り、心身の機能に衰えがないかをチェックすることが大切です。

そのため、65歳以上の方を対象に「生活機能評価」を行います。65歳以上の方に、基本チェックリスト(おたっしや問診)の用紙を送ります。ご自分で、25項目の質問に回答してください。その結果により、必要な方に生活機能検査を受けていただきます。

生活機能評価の結果により、運動・栄養改善・口腔機能を向上する介護予防教室を地域包括支援センターからご案内します。生活機能評価(検査)は無料です。

集団健康診査【健診会場】を受ける方	個別健康診査【医療機関】を受ける方
基本チェックリスト(おたっしや問診)を健診会場へご持参ください。 ※基本チェックリスト(おたっしや問診)は、あらかじめご記入のうえ、ご持参ください。	最寄りの保健センター(新旭地域は健康推進課、朽木地域は朽木支所)または地域包括支援センターへ基本チェックリスト(おたっしや問診)をご持参ください。 生活機能が低下している場合は、生活機能評価受診券をお渡しします。個別健診の受診券と一緒に医療機関へご持参ください。
※社会保険や共済組合などの健康保険被扶養者の方も、上記いずれかで生活機能評価を受けてください。	

健康診査にかかる自己負担金

集団健康診査 1,000円  
個別健康診査 2,000円

※75歳以上の方は無料です。  
※生活保護法による生活保護世帯および平成19年度市民税非課税世帯の方(世帯員全員が非課税であること)は免除を受けることができますので、健診日の2週間前までに負担金免除の申請をしてください。

社会保険被扶養者の方へ

加入されている健康保険が実施する健診を受診することになります。詳細については、ご加入の健康保険にご確認ください。

お知らせ

●市の健診の対象となる方については、5月上旬に健診受診券および受診券を送付します。

●30歳代の方、国保より受診券の届かなかつた方で、新たに健診を希望される方は最寄りの保健センターへお申し込みください。

●高島市で実施する健診は、保健センターや地域の集会所で行う**集団健診**と、医療機関で行う**個別健診**があります。詳しい日程や会場、指定の医療機関については、受診券等と一緒に送付します。

健康推進課

☎(25)8110  
☎(25)8137  
地域包括支援センター  
☎(22)0193

人間ドック検診

対象者

40歳~69歳の高島市国民健康保険の被保険者で、市税の滞納が無い方。(昭和14年4月1日~昭和44年3月31日生まれの方)

助成額

検査費用の1/2以内(18,000円を上限とします。)

申込期限

10月31日(受診期限:12月末日)(希望される方は受診前に最寄りの保健センターへお申し込みください。受付後、受診手続きなどを詳しくお知らせします。)

※医療機関の指定はありません(市内では、公立高島総合病院とマキノ病院で受診できます)。※人間ドック検診と重複する検診(健康診査やがん検診)は申し込むことができません。



元気生活応援します!

毎月15日号に掲載している「いきいき元気生活応援します!」は、紙面の都合により、今月はお休みします。